

ミライ人材就職活動ニーズ調査 仕様書

1 委託業務名称

ミライ人材就職活動ニーズ調査業務

2 業務の背景・目的

仙台市は大学進学等を機に東北各県から若者が集まるものの、その多くが就職を機に主に首都圏へと流出してしまう構造的な課題を抱えている。

本委託業務は、本市における学生の就職活動の実態や地元就職に対する考え方等を調査・分析し、学生の地元企業への理解促進や、地元企業向け人材確保・定着支援に関し、今後効果的だと考えられる取り組みや手法を探ろうとするものである。

3 見積金額上限額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 履行期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 31 日まで

5 業務の内容

(1) アンケート調査の実施

① 調査票の作成

調査項目は以下を基本に、設問の内容、順番、レイアウト等と合わせ、本市と協議のうえ、決定する。
調査票は本市と共有し、本市において別途行う調査に活用できるようにする。

- ・内定先または希望勤務先の業種、勤務予定地
- ・就職先を決定するうえで重視する（した）内容
- ・就職活動時に必要と感じている（感じた）情報
- ・就職活動に関する情報収集の際に活用する（した）もの、したい（したかった）もの
- ・宮城県内企業への就職を検討している（した）か。
- ・(県内企業を選んだ場合)就職先として選んだ理由は何か。
- ・(県内企業を選ばなかった場合)就職先として選ばなかった理由は何か。就職活動時の選択肢に県内企業はあったか。

② 調査対象者の抽出

調査対象は東北大学、宮城大学、宮城教育大学、山形大学および本業務の目的を達成するために有効と思われる近隣県の 4 年制大学に在学中の大学 4 年生とし、有効回答者数は 400 とする。

なお、東北学院大学、石巻専修大学、仙台白百合女子大学、仙台大学、東北医科薬科大学、東

北芸術工科大学、東北工業大学、東北生活文化大学、東北福祉大学、東北文化学園大学、宮城学院女子大学、尚絅学院大学、宮城誠真短期大学、仙台青葉学院短期大学、聖和学園短期大学、仙台高等専門学校については、本市において別途調査を行うので、調査対象者の抽出に含めないこと。

③ 調査の実施

WEB や SNS 等、調査対象者からの回答が得られやすい媒体を用いることとし、実施時期や回答期限の設定等と合わせて、本市と協議のうえ、決定する。調査にあたっては回答が特定の大学に偏らないよう留意すること。

(2) データの集計及び管理

アンケート調査によって得られた回答結果については、正確を期すため、集計は複数回（最低 2 回以上）実施するものとし、回答者毎の個別データ及び集計結果に関するデータは、Office アプリケーションの形式にて、その全てを本市へ提出するものとする。なお、これらのデータについては、地元企業の採用状況等の内容が含まれることから、統計法第 42 条及び第 43 条の規定を遵守のうえ、漏洩、損失、改ざん及びき損等を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(3) データの分析

受注者による 5 (1) ①に記載した対象者への調査結果及び本市が別途行う調査の結果を基に、大学生の就職活動の動向に関する統計資料や先行調査を参照しながら、分析を実施する。なお、本市が別途行う調査については、有効回答者数 800～1000 程度を想定している。

分析にあたっては、属性別の集計に加え、複数項目によるクロス集計を実施することを原則とし、クロス集計する項目の選定及び集計の方法等については、本市と協議のうえ、決定する。

(4) 報告書の作成

令和 6 年 9 月 15 日までに最低 1 回以上、5 (1) ～ (3) に係る中間報告を、令和 6 年 12 月 31 日までに、5 (1) ～ (3) に加え、本市に対する提案を盛り込んだ最終報告を行う。本市への提案は、本市における現行の学生の地元企業への理解促進や地元企業向け人材確保・定着支援に関する取り組み（イベントやセミナー、情報発信等）を踏まえ、今後効果的だと考えられる取り組みや手法について、学生向け・地元企業向け双方の観点から行うこと。

6 事業実施計画書等

受託者は本事業の委託契約締結後、速やかに次に掲げる事項について書面を作成・提出し、本市と協議を行ったうえで事業を実施する。

- (1) 事業実施計画書（実施方法、スケジュール等）
- (2) 事業従事者等届（事業実施責任者、事業に従事する者等）

7 成果品

本業務の成果品として以下を本市に提出する。

- (1) 報告書
印刷物 1 部、DVD-ROM 1 枚

(2) 分析資料

調査時に利用した統計資料、アンケート調査の個別データ、集計データおよびその分析結果等

8 成果品の著作権について

成果品とは、報告書に加えて、業務遂行の過程で作成される紙媒体及び電子データの一切を指すものとし、それらの成果品に係る著作権については、成果物の引渡し時に本市へ無償で譲渡するものとする。

また、本市は当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表できるものとする。

9 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては受託者からの実績報告に基づく完了払いとする。

10 その他

(1) 業務の実施に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「仙台市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに本市へ全て報告し、対応策を協議すること。

(3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」（以下、「ポリシー」）、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）、「別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第 2 章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(5) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。

(6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議して決定する。